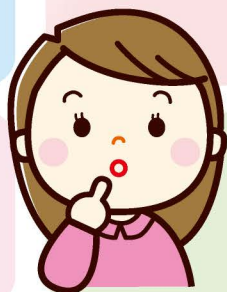




出生届が
提出されないと、
その子には戸籍が
つくられません。

戸籍とは、人がいつ誰の子として生まれて、いつ誰と結婚し、いつ亡くなったかなどの身分関係を登録し、その人が日本人であることを証明する唯一のものです。

戸籍がないこと
(無戸籍)による
不利益は？



- 住民票やパスポートが原則つくられません(一定の要件を満たしていれば、つくられる場合があります。)
- 資格を取得するために、戸籍の証明を求められることがあります。
- 親の遺産を相続する場合、親子の証明ができないことがあります。

無戸籍相談窓口一覧

「無戸籍の相談のことで」とお伝えください。

北海道	札幌法務局	011(709)2311	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎
	函館地方法務局	0138(23)9526	函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎
	旭川地方法務局	0166(38)1165	旭川市宮前1条3-3-15 旭川合同庁舎
	釧路地方法務局	0154(31)5015	釧路市幸町10-3 釧路地方合同庁舎
東北	仙台法務局	022(225)5611	仙台市青葉区春日町7-25 仙台第3法務総合庁舎
	福島地方法務局	024(534)1933	福島市霞町1-46 福島合同庁舎
	山形地方法務局	023(625)1617	山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎
	盛岡地方法務局	019(624)1141	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎
	秋田地方法務局	018(862)6531	秋田市山王7-1-3
関東甲信越	青森地方法務局	017(776)9021	青森市長島1-3-5 青森第2合同庁舎
	東京法務局	03(5213)1344	東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎
	横浜地方法務局	045(641)7461	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎
	さいたま地方法務局	048(851)1000	さいたま市中央区下落合5-12-1 さいたま第2法務総合庁舎
中部	千葉地方法務局	043(302)1316	千葉市中央区中央港1-11-3
	水戸地方法務局	029(227)9911	水戸市北見町1-1 水戸法務総合庁舎
	宇都宮地方法務局	028(623)0921	宇都宮市小幡2-1-11
	前橋地方法務局	027(221)4420	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎
	静岡地方法務局	054(254)3555	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎
近畿	甲府地方法務局	055(252)7176	甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎
	長野地方法務局	026(235)6629	長野市大字長野旭町1108 長野第2合同庁舎
	新潟地方法務局	025(222)1565	新潟市中央区西大畑町5191 新潟地方法務総合庁舎
中国	名古屋法務局	052(952)8130	名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館
	津地方法務局	059(228)4192	津市丸之内26-8 津合同庁舎
	岐阜地方法務局	058(245)3181	岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎
	福井地方法務局	0776(22)4344	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎
	金沢地方法務局	076(292)7829	金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎
四国	富山地方法務局	076(441)0550	富山市牛島新町11-7 富山合同庁舎
	大阪法務局	06(6942)9459	大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎
	京都地方法務局	075(231)0131	京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197
	神戸地方法務局	078(392)1821	神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎
九州・沖縄	奈良地方法務局	0742(23)5534	奈良市高畑町552
	大津地方法務局	077(522)4671	大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎
	和歌山地方法務局	073(422)5131	和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎
九州・沖縄	広島法務局	082(228)5765	広島市中区上八丁堀6-30
	山口地方法務局	083(922)2295	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館
	岡山地方法務局	086(224)5659	岡山市北区南方1-3-58
	鳥取地方法務局	0857(22)2260	鳥取市東町2-302 鳥取第2地方合同庁舎
	松江地方法務局	0852(32)4230	松江市東朝日町192-3
四国	高松法務局	087(821)6191	高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎
	徳島地方法務局	088(622)4824	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎
	高知地方法務局	088(822)3331	高知市栄田町2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎
	松山地方法務局	089(932)5712	松山市宮田町188-6 松山地方合同庁舎
九州・沖縄	福岡法務局	092(721)9334	福岡市中央区舞鶴3-5-25
	佐賀地方法務局	0952(26)2185	佐賀市城内2-10-20 佐賀合同庁舎
	長崎地方法務局	095(820)5953	長崎市万才町8-16
	大分地方法務局	097(532)3347	大分市荷揚町7-5 大分法務総合庁舎
	熊本地方法務局	096(364)2182	熊本市中央区大江3-1-53 熊本第2合同庁舎
九州・沖縄	鹿児島地方法務局	099(259)0668	鹿児島市鴨池新町1-2(※)
	宮崎地方法務局	0985(22)5250	宮崎市別府町1-1 宮崎法務総合庁舎
	那覇地方法務局	098(854)7953	那覇市樋川11-15-15 那覇第1地方合同庁舎

上記以外にも相談窓口があります。

詳しくは、上記お近くの無戸籍相談窓口にお問合せください。

受付時間 平日 8:30~17:15

※鹿児島地方法務局については、令和6年1月頃に「鹿児島市山下町13番10号 鹿児島第3地方合同庁舎」への移転を予定しています。

無戸籍 法務省



法務局で相談できます

無戸籍 法務省



https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00034.html

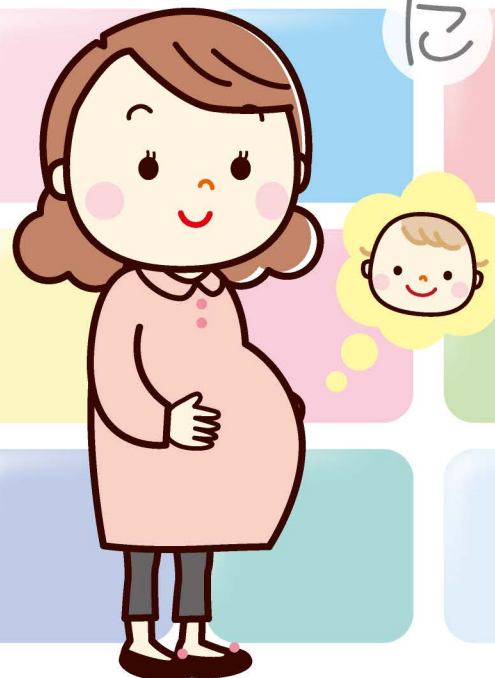


※子どもが生まれた場合、出生の届出をしなければならず(戸籍法49条1項、52条)、その届出が市区町村長に受理された場合、その子は戸籍に記載されます。

大切な赤ちゃんのために
まずはご相談を。

出生届のことで
悩んでいませんか？

子ども
の戸籍を
つくる
ために



出生届のことで
次のような悩みを
抱えていませんか？



- 婚姻期間中に夫以外の
男性との子を出産予定
- 離婚後300日以内に
前夫以外の男性との子
を出産予定

このような場合、法律上、夫又は
前夫の子であると推定されるため、
原則として、出生届には夫又は前夫
を記載する必要があります。
そして、夫又は前夫の記載をためら
われてしまう方もおられます。



再婚後に生まれた子についてのルール変更

令和4年の民法改正により、令和6年4月1日以降
に生まれた子については、離婚後300日以内の出生で
あっても、母が再婚している場合には、法律上、出生
時まで再婚した男性の子であると推定されることにな
ります（出生届にも、原則として、前夫ではなく、
再婚後の夫を記載します）

子の戸籍をつくるには？



1 夫又は前夫を父とする 出生届の提出

夫又は前夫を父として出生届を提出すれば子の戸籍
はつくられますが、その子の父欄には夫又は前夫が
記載されるとともに、夫又は前夫の戸籍に入ること
になります。

2 夫又は前夫を父としない 出生届の提出

法律上、夫又は前夫が父と推定されているため、原則
として、裁判手続によってその推定を否定した上で、
出生届を提出することとなります※。

※裁判手続を経ない場合であっても、離婚後に懐胎したことを
医学的に証明することができる場合は、前夫の子という扱い
にはなりません。このような場合、出生届とともに医師が作
成した一定の様式の証明書を提出する必要があります。

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji137.html>

子の父欄に前夫は記載されず、前夫の戸籍に入ることあり
ません。

子及び母も裁判手続が
できるようになります。

これまで、夫のみが、父子関係を否認する裁判
手続をすることができるとされていましたが、
令和4年の民法改正によって、**令和6年4月1
日からは、子及び母も、この裁判手続をするこ
とができるようになります。**

また、**令和6年4月1日より前に生まれた子や
その母も、令和6年4月1日から1年以内に限り、
この裁判手続をすることができます。**

民法の改正の詳しい内容は
こちらをご覧ください



https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00315.html

お気軽に裏面の
無戸籍相談窓口
にご相談ください。



- 夫又は前夫を記載しなくとも出生届を提出する
様々な方法があります。
- あなたの事情をお聞きした上で、
最善の方法をご提案します。
- 専門的な話も分かりやすく説明します。

子どもを無戸籍に
しないために
解決策を一緒に
考えましょう。



- 予約は不要で、相談は無料です。
- 秘密は必ず守ります。

戸籍がなくてお困りの方をご存知の方からの
ご相談もお待ちしています。